

主治医先生 御机下

主治医の指示について、意見書記入のお願い

公認心理師 吉井佐和子

標題について、ご協力をお願い申し上げます。

貴院に通院中の_____様より、当方のカウンセリング利用をご希望いただきました。これまでも通院中の方には、主治医の許可を得てから利用するよう伝えてまいりましたが、2018年度に新設された**国家資格「公認心理師」**を取得したことにより、それが必須となりました。公認心理師は、クライアントに「当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」と定められています。またその指示も、なるべく文書でもらうよう国から求められています。(※下記の引用参照)

つきましては、お忙しいところ大変恐縮ですが、別紙の「主治医の心理支援意見書」にご記入いただく形で、「主治医の指示」をご提示いただきたく、お願い申し上げます。意見書の記入は5分も掛かりません。ご理解ご協力を何卒お願い申し上げます。

【公認心理師について、引用】

(1) 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）より

「第四十二条の2 公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。」

(2) 文部科学省、厚生労働省によるガイドライン（平成30年1月31日通知）より

「主治の医師からの指示は、公認心理師が、主治の医師の治療方針とは異なる支援行為を行うこと等によって要支援者の状態に効果的な改善が図られないこと等を防ぐため、主治の医師と公認心理師が連携して要支援者の支援に当たることを目的とするものである。」

「公認心理師は、要支援者に対し、当該主治の医師による診療の情報や必要な支援の内容についての指示を文書で提供してもらうよう依頼することが望ましい。」

【参照】吉井 佐和子（よしいさわこ／メンタルサポート ^{アイ} Balance代表）プロフィール

- 資格：
- ・公認心理師（国家資格）
 - ・認定心理士（日本心理学会認定）
 - ・シニア産業カウンセラー（日本産業カウンセラー協会認定）
 - ・トラウマ療法 SE™（Somatic Experiencing®）プラクティショナー（米国 SETI 認定）
 - ・キャリアコンサルタント（国家資格）

実績：小学校教諭、中学校教諭を8年経験後、2007年より心理カウンセラーとして活動。開業カウンセラーとして活動するほか、大手製造メーカーの非常勤カウンセラーとして、11年間勤務。産業医などと連携しながら、うつ病、不安障害などで通院中・休職中のクライアントにも数多く対応してきた。20代～50代の子育て世代、働く世代の方を主な対象に、年間延べ800名以上の相談に対応している。

連絡先：メンタルサポート i Balance

〒302-0105 茨城県守谷市薬師台7-5-1 電話 0297-46-9305

mail: info@i-balance.jp WEB: http://i-balance.jp

